

神奈川県最低賃金審議会

会長 盛 誠 吾 殿



一般社団法人 神奈川県タクシー協会

会長 伊藤 宏



神奈川県最低賃金額改定に当たっての意見提出について

謹啓、平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会は、神奈川県内のハイヤー・タクシー事業者173社で構成する一般社団法人ですが、令和3年7月2日付け神奈川労働局一般公示第19号でお示しのあった、最低賃金法第25条第5項に基づく意見を下記のとおり提出しますので、よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

謹白

記

今年度の最低賃金については、7月16日の中央最低賃金審議会からの答申において、全国一律28円の引き上げの目安額が示されました。これは、極めて残念であり、到底納得できるものではなく、公益代表の見解は使用者側の意見は十分に考慮されず、政府の方針ありきの結論に至ったのではないかという疑問を抱かざるを得ません。

令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は甚大であり、神奈川県内においては、昨年からの2度にわたる緊急事態宣言の発令、さらに特措法に基づくまん延防止等重点措置により、県民の外出自粛や、飲食店等への時短営業及び酒類の提供停止並びにイベント開催制限等の要請がなされ、現在においてもこれらの制限は解除に至っておりません。人流の抑制に大きく影響を受けるタクシー事業については、輸送需要が激減する中、エッセンシャルワーカーとしての事業継続要請もあることから、感染症予防対策を徹底し、社会的使命を果たすべく県民の日常的な輸送をはじめ、昨今のワクチン接種会場への輸送などに対応しつつも、大変厳しい経営状況が続いており、これ以上最低賃金が引き上げられれば、事業継続困難な状況に追い込まれ、廃業をも考えざるを得ないと不安を感じております。

もとより、経済が成長するとともに賃金が引き上げられ、労働者の生活がより豊かになることは、我々タクシー業界におきましても強く願望するところではありますが、コロナ禍における事業者の経営実態を超える引き上げは到底受け入れられるものではありません。

つきましては、貴会におかれましては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨になお御斟酌を賜りますとともに、タクシー事業の実情に御理解を賜り、慎重の上にも慎重な御審議を賜りますようお願い申し上げます。